

TANGO OPEN認定事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、丹後ちりめん創業300年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、丹後ちりめんをはじめとする質の高い織物・シルク関連商品等を生産・販売する事業者を認定し、ブランド力の向上及びその情報発信により、丹後ちりめん及び丹後地域を広く周知し、地域経済活性化に寄与することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 認定対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町（以下、「丹後地域」という。）内に居住する個人事業者又は丹後地域内に主たる事業所を有する法人若しくは団体
- (2) 丹後地域内で織物に関する商品の企画及び製造又は加工の主たる工程を行っている者
- (3) 丹後地域外に居住する個人事業者又は法人若しくは団体にあつては、第1号及び第2号を満たす者の推薦がある者

(申請)

第3条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を実行委員会 実行委員長（以下「実行委員長」という。）に提出しなければならない。

- (1) TANGO OPEN認定申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 申請者の概要が分かる書類（第2条第3号の推薦がある場合は、その推薦をする者について概要が分かる書類）
 - ア 定款又は寄付行為、規約その他これに類する書類（法人又は団体のとき）
 - イ 事業内容を示すパンフレット等
- (4) その他実行委員長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、実行委員長が別に定める日とする。

(認定審査委員会の設置)

第4条 申請者の申請について審査するために、実行委員会に、TANGO OPEN認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 認定審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(認定事業者の審査及び決定)

第5条 実行委員長は、第3条第1項の規定による申請があつたときは、審査委員会の審査を経て、認定の可否を決定する。

- 2 前項の認定に当たっての認定基準は、別表1のとおりとする。
- 3 第1項の審査に当たっての判断基準は、別表2のとおりとする。
- 4 実行委員長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、文書により申請者に

通知する。

- 5 認定すべきと認められた者（以下「認定事業者」という。）は、認定料年額 15,000 円を実行委員長が定める日までに支払わなければならない。
- 6 認定の有効期限は、認定の日から 1 年とする。

（ロゴマークの使用）

第 6 条 認定事業者は、別表 3 に定める「TANGO OPEN」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

2 ロゴマークを使用する際は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインの形状を変更しないこと
- (2) 自らの使用承認を第三者に譲渡しないこと
- (3) その他、別途定める「TANGO OPENガイドライン」によること

（内容の変更）

第 7 条 認定事業者は、第 3 条の申請内容に変更がある場合は、TANGO OPEN 認定申請事項変更届出書（様式第 3 号）により、速やかに実行委員長に提出しなければならない。

ただし、実行委員長が軽微な変更であると認める場合は、この限りでない。

（業務状況の徴取等）

第 8 条 実行委員長は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、申請内容に関する報告を求め、実地について調査することができる。

2 前項により、改善・指導する必要があると認められる場合は、改善勧告等を行うことができる。

（認定の取り消し）

第 9 条 実行委員長は、認定事業者が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたと認められたとき
- (3) その他、事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき

2 実行委員長は、前項の規定により認定を取り消そうとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定の取り消しの可否について、審査委員会の意見を聴くことができる。

（認定の更新）

第 10 条 認定事業者は、認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間が終了する 1 ヶ月前までに TANGO OPEN 認定更新申請書（様式第 4 号）を実行委員長に提出しなければならない。

2 第 5 条第 1 項、同条第 2 項及び同条第 4 項の規定は、前項の規定による認定の更新に

ついて準用する。

- 3 更新が認められた認定事業者は、更新料年額 10,000 円を実行委員長が定める日までに支払わなければならない。

(その他)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

- 2 実行委員会が廃止されたときは、審査委員会の設置及び運営については、実行委員会の後継の組織・団体に引き継ぐものとする。

附 則

この要項は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

別表 1 TANGO OPEN 認定基準

別表 2 TANGO OPEN 認定審査委員会 認定審査表

別表 3 TANGO OPEN ロゴマーク